

浜松市告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年8月17日
から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年8月17日から2週間浜松市中央土木整備事務所（西行政センター内）
において一般の縦覧に供する。

令和8年8月17日

浜松市長 中 野 祐 介

道路 の 種類	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	平松舘山寺線	浜松市中央区平松町1500番2から 浜松市中央区平松町1500番5まで	前	最小 6.83m ～ 最大 7.20m	64.20m
			後	最小 9.50m ～ 最大 14.35m	

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、令和８年８月１７日から道路の区域を次のように変更する。

令和8年8月17日

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	幅 員	延 長	備 考
市道	三ヶ日欠田薫津線	浜松市浜名区三ヶ日町 三ヶ日 962 番 6 地内から 浜松市浜名区三ヶ日町 三ヶ日 954 番 7 地内まで	前 4.35 メートル～ 9.11 メートル 後 4.35 メートル～ 9.52 メートル	19.29 メートル	